

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

(IV—2—1. D. 14 風致地区)

改正後	現 行
<p>1. ～ 3. 略</p> <p>4. 風致地区における建築等の規制</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可を要しない行為</p> <p>① 略</p> <p>② 風致政令第3条第1項の「その他の行為」を条例に定めるに当たっては、以下に掲げるものを含むことが望ましい。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15m以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</u></p> <p>エ 略</p> <p>③ 略</p> <p>(4) 協議を要する行為</p> <p>国、地方公共団体の機関は行政主体であることに鑑み、許可に代えて協議としたものであるが、この協議を行うに当たっては許可基準に準拠して行い風致との調和を図るものとするのが望ましい。この場合、次の事項に留意することが望ましい。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>国有林野事業に係る行為及び独立行政法人森林総合研究所の事業に係る行為について協議する場合には、地域施業計画又は実施計画の案を示して包括的に行えば足りるものとさ</u></p>	<p>1. ～ 3. 略</p> <p>4. 風致地区における建築等の規制</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可を要しない行為</p> <p>① 略</p> <p>② 風致政令第3条第1項の「その他の行為」を条例に定めるに当たっては、以下に掲げるものを含むことが望ましい。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>認定電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15m以下であるものの新築（有線放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転</u></p> <p>エ 略</p> <p>③ 略</p> <p>(4) 協議を要する行為</p> <p>国、地方公共団体の機関は行政主体であることに鑑み、許可に代えて協議としたものであるが、この協議を行うに当たっては許可基準に準拠して行い風致との調和を図るものとするのが望ましい。この場合、次の事項に留意することが望ましい。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>国有林野事業に係る行為及び独立行政法人緑資源機構の事業に係る行為について協議する場合には、地域施業計画又は実施計画の案を示して包括的に行えば足りるものとされて</u></p>

れている。なお、風致地区内における国有林野の管理については風致の維持に配慮することとされている。

③・④ 略

⑤ 風致政令第3条第2項の国の機関には、次に掲げる公団等を含むものとする。

ア 略

イ 独立行政法人森林総合研究所

ウ 略

エ 独立行政法人高齢者・障害・求職者雇用支援機構

(削る)

オ～ケ 略

(5) 通知を要する行為

① 風致政令第3条第3項各号に掲げる行為は、次に掲げる行為を含むものである。

ア～ノ (略)

(削る)

ハ 放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為

ヒ～ホ (略)

マ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

ミ～ユ

② 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ケイディーディーアイ、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者、電気事業者又はガス事業者が風致政令第3条第3項に基づく条例に定める行為をする場合において、当該行為に係る設備の高さが15mをこえるものであるときは当該設備と風致との調和を図るため、あらかじめ、これらの事業者は都道府県知事又は市町村長と連絡協議

いる。なお、風致地区内における国有林野の管理については、風致の維持に配慮することとされている。

③・④ 略

⑤ 風致政令第3条第2項の国の機関には、次に掲げる公団等を含むものとする。

ア 略

イ 独立行政法人緑資源機構

ウ 略

エ 独立行政法人雇用・能力開発機構

オ 日本郵政公社

カ～コ 略

(5) 通知を要する行為

① 風致政令第3条第3項各号に掲げる行為は、次に掲げる行為を含むものである。

ア～ノ (略)

ハ 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為

ヒ 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為

フ～マ (略)

ミ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

ム～ヨ

② 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ディーディーアイ、放送事業者、電気事業者又はガス事業者が風致政令第3条第3項に基づく条例に定める行為をする場合において、当該行為に係る設備の高さが15mをこえるものであるときは、当該設備と風致との調和を図るため、あらかじめ、これらの事業者は都道府県知事又は市町村長と連絡協議することとされているので運用に

することとされているので運用に当たって留意することが望ましい。

(6) 略

5. 略

当たって留意することが望ましい。

(6) 略

5. 略